



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 46(1), 227-229
Issue Date	1995-06-22
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15608">https://hdl.handle.net/2115/15608</a>
Type	other
File Information	46(1)_p227-229.pdf



# 北海道大学法学部法学会記事

○平成六年二月一六日(金) 午後一時三〇分より

「契約交渉の破棄とその責任——交渉過程における誠実義務論の一斑——」

報告者 池田清治氏

(北海道大学法学部助教授)

出席者 二一名

本報告は、近時、進展の著しい『契約交渉過程における誠実義務論』を手掛かりとしつつ、かかる観点から、いわゆる「現代契約法論」を俯瞰しようと試みたものである。

ところで、右の『誠実義務論』のうち、最も盛んに議論されているのは「契約交渉の破棄」という問題であるわけだが、本報告ではこの問題に対する報告者の見解が説明された後(その内容につき、詳しくは、池田清治「契約交渉の破棄とその責任

——現代における信頼保護の一態様として——(二)——(七)・

完) 北大法学論集四二巻一—六号、四三巻一号(一九九一—一九九二)を、またその要旨は、同「契約交渉の破棄とその責任」私法五五号(一九九三)を参照、

①現在、この問題に対していかなるアプローチが試みられているか、またそれぞれの見解の問題点とは何か、

②各々の見解に問題を発見したり、あるいは疑問を抱いたりする背景には、いかなる前提的理解が潜んでいるのか、

③かかる理解は「交渉破棄」という問題にとって、どのような発展の方向性を持ちうるもので、またそれは現在の理論状況と比較して、いかに位置づけられるべきものか、

④そもそも右の前提的理解は、契約法の現状を全体として整合的に説明しうるものなのか、またそのような前提的理解は規範理論としてさえ、望ましいものと言えるのか、

という四つの視角から、議論の状況が整理された。

個々の論点に対する検討は不十分であり、いずれも試論の域を出ないものだが、今後機会を得て、考察を深めていきたい。

○平成六年十一月四日(金)午後一時三〇分より

「南太平洋における憲法文化・・・イギリス、ニュージーランド、フランス・モデル」

報告者 アンソニー・H・アンジェロ氏  
(ウイクトリア大学(ウェリントン)教授)  
出席者 一三名

報告者であるアンジェロ教授は、わが国では、野田良之教授が仏文で書かれた『日本法入門』の英訳者として知られているが、ニュージーランドにおける比較法学の第一人者であり、モリスヤスや南太平洋諸国の政府顧問を歴任した経験を持つ。

本報告は、このような経験を生かし、様々な具体例を挙げながら、南太平洋諸国における憲法文化の特徴を紹介したものである。

本報告の対象であるミクロネシア、メラネシア、ポリネシア

の諸島の面積を合計するとほぼ北海道と等しく、人口は、バブア・ニューギニアを除くとほぼ札幌と同じである。この地域に最初のヨーロッパ人であるスペイン、ポルトガル人が入ってきたのは早く、一九世紀にイギリス、フランス人が来たときにはすでにその姿はなかった。ドイツは英仏とほぼ同じ頃到着したが、第一次大戦の敗北とともにその影響は消滅した。アメリカはとりわけミクロネシアとサモアに強い影響を与えた。

イギリスとフランスの統治方法の違いは、第二次大戦後の植民地独立にも影響を及ぼした。フランス憲法第二条は、フランスは不可分の共和国であるとしており、たとえ植民地でも分離独立は原理的に不可能とされてきた。これに対しニューカレドニア等が独立を要求し、困難なプロセスを経た結果、レフェレングラムによつて独立のオプシオンが与えられることになった。

一方、イギリスは、一九世紀以来フィジーに本拠をおく Western Pacific High Commission が強力な民政組織として、フランス領以外の全地域を支配していたが、そこでの大きな特徴の一つが、地元の慣習への不介入の原則であった。さらにイギリスにおいてはフランスのような国家不可分の原則はとられておらず、国王のもとに諸国が連合することができると考えられていた。その結果、一九六〇年代までにイギリス領植民地の多くは

独立を果たしたのである。

これら旧イギリス領諸国の憲法は、一足先に独立した旧イギリス領アフリカ諸国の憲法にならったものである。これらはウエストミンスター・コロニアル・オフィス・スタイルと総称することができ、共通する内容として、元首、人権、市民権、立法・司法・行政の三権、オンブズマン、財政、会計検査、公務員制度等の規定を有している。

イギリス本国の憲法制度と比較すると、これらは皆成文憲法であるということのほか、次のような内容的特徴が認められる。すなわち、議会は一院制であること、憲法に最高法規性、司法執行可能性が認められていること、そして、慣習や伝統が尊重されていることである。とりわけ、最後の点は、土地所有制度、長老を頂点とするヒエラルヒー、家族制度、天然資源、紛争解決制度に関して顕著である。

今日の憲法に関する問題状況を摘記すると、かつてフィジーでは先住民の利益の保障が大きな問題であり、これがクーデターの原因にもなった。しかし、現在では、先住民が政府を構成しているから、ニュージージーランドやオーストラリアにおけるような問題はない。ツバルでは、一九八六年に憲法を改正し、伝統的価値に反しない限りでウエストミンスター・モデルを維

持することとした。これはポスト・コロニアリズムの一つのあり方として評価されている。トンガでは、なお封建主義が残されている。クック諸島は国際主義を標榜し、海外からの資金を導入して開発を進めようとしている。パプア・ニューギニアは中央集権化を進めており、トケラウ、ニュー・カレドニア、フレンチ・ポリネシアはアイデンティティの確立を求め、自決権の確保をめざしている。

なお、本講演のテーマに関連して、本誌四五巻六号掲載の木下毅教授の論考「オセアニア海洋法文化」をあわせて参照されたい。

(文責 常本照樹)